別添４

特定操縦技能審査結果報告書

（兼 特定操縦技能審査チェックリスト）

－飛行船－

　航空法施行規則第１６２条の１５の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 操縦技能審査員 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 氏名： |
| 現住所：〒電話番号：E-mail：所属（もしあれば）： |
| 〔本審査に係る操縦技能審査員に関する情報〕認定番号：認定年月日：　　　　年　　月　　日最近の操縦技能審査員定期講習修了日：　　　　年　　月　　日（※操縦技能審査員定期講習を免除した場合は免除通知書発行日） |
| 被審査者(※実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合には航空身体検査証明に関する情報の記入は不要) | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 氏名： |
| 現住所：〒電話番号：E-mail：所属（もしあれば）： |
| 〔本審査に係る航空従事者技能証明等に関する情報〕資格：□定期　□事業用　□自家用　□准定期番号：第　　　　　　　　　　号　種類：□飛　□回　□滑　■船限定：（等級）　　　　　　　　　　（型式）他資格：□計器　□教育　□英語（有効期限：　　　　年　　月　　日）今回の審査前の操縦等可能期間の満了日：　　　　年　　月　　日 |
| 航空身体検査証明番号：第　　　　　　　　号　□第一種　□第二種航空身体検査証明有効期限：　　　　年　　月　　日条件事項： |
| 〔飛行経験等〕総飛行時間：　　　時間　　　分最近６月の総飛行時間：　　　時間　　　分 |
| 過去２年以内の安全講習会の受講　□無　□有（以下に最近の受講実績を記入）講習会名称：　　　　　　　　　　　　　　　受講日：　　　　年　　月　　日 |
| 特定操縦技能審査 | 審査実施日：　　　　年　　月　　日 |
| 審査を実施した空港等（※模擬飛行装置又は飛行訓練装置で実施した場合は当該装置の設置場所） |
| 審査に使用した機材（航空機の種類、等級、型式、国籍及び登録記号）（※模擬飛行装置又は飛行訓練装置の場合は国土交通大臣の認定番号及び認定年月日） |
| 実技審査の飛行経路：実技審査の飛行時間： |
| 審査結果：　□合格　　　　　　□不合格（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 操縦等可能期間満了日（合格した場合）　　　　年　　月　　日 |

添付書類

　□　特定操縦技能審査申請書の写し

　□　被審査者の技能証明書の写し（「規則第20号様式 12.技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）

　□　審査記録（チェックリスト等）※任意

　　　（※審査記録の提出は任意だが、少なくとも２年間の保存が必要であり、当局から提出を求められた場合は速やかに提出すること）

（審査実施日：　　　年　　月　　日、被審査者：　　　　　　　、審査員：　　　　　　　）

**口述審査**

・実際に審査を行った審査（質問）項目について、以下に基づき該当する欄に「✔」すること

「適」：質問事項に概ね答えられる場合

「適（助言）」：助言の結果、質問事項に概ね答えられる場合

「未回答」：質問事項に答えられない場合

※未実施の項目については空欄とする。

※特定操縦技能審査実施細則・口述審査の判定基準における「質問事項に概ね答えられる」とは、約７割位の正答率（未回答が約３割未満）とする。

・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答 |
| １：運航に必要な最新の知識 |
| **１－１　最近の変更点****※被審査者の前回審査時期を考慮して出題（飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須）**・被審査者の状況により、次のいずれかに☑すること。□安全講習会受講により確認済□安全講習会受講後の変更有　※口述ガイダンス「第１部１－１．最近の変更点」から該当の変更事項を質問□安全講習会未受講　※口述ガイダンス「第１部１－１．最近の変更点」から概ね全ての項目を質問 |
| （１）航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容について理解しているか（被審査者への手交を含む。） |  |  |  |  |
| （２）直近の規則類（法令等）の改正点及び過去２年間で運航に必要と思われるAICについて説明できるか。（審査員の判断で質問できる。） |  |  |  |
| １．航空身体検査証明申請時の「自己申告確認書」の提出等について［2019.8.1］ |  |  |  |  |
| （１）航空身体検査証明申請において自己申告を行うにあたっての確認事項や提出書類について説明できるか。 |  |  |  |
| （２）航空身体検査証明の有効期間中であっても、身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となった場合の措置について説明できるか。 |  |  |  |
| ２．操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019.1.31] |  |  |  |  |
| （１）航空法第70条に定められたアルコール又は薬物に関する規制について説明できるか。 |  |  |  |
| （２）航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明できるか。 |  |  |  |
| （３）航空機乗組員がアルコールの影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度について説明できるか。 |  |  |  |
| （４）アルコール検知器を正しく使用するための注意点を説明できるか。 |  |  |  |
| （５）アルコールの分解に要する時間について説明できるか。 |  |  |  |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答 |
| ３．運輸安全委員会の勧告について |  |  |  |  |
| （１）ベル式４１２ＥＰ型ＪＡ２００Ｇの航空事故に係る勧告について（運委参第104号）[2020.2.27] |  |  |  |
| １）有視界飛行方式による飛行において、悪気象条件が予測される場合または予期せぬ悪天候に遭遇した場合の対応はどのようにすべきか。 |  |  |  |
| ２）空間識失調の危険性について説明できるか。 |  |  |  |
| ３）空間識失調に陥らないための具体的な予防策及び万一空間識失調に陥った場合にその状況から離脱するための対処策について説明できるか。 |  |  |  |
| ４）小型機が有視界飛行方式であるにもかかわらず、雲中飛行等により事故に至った事例を確認したことはあるか。また、「小型航空機の運航の安全情報」について確認しているか。 |  |  |  |
| （２）セスナ式１７２Ｐ型ＪＡ３９８９の航空事故に係る勧告について（運委参第81号）[2018.8.30] |  |  |  |
| １）着氷気象状態について具体的に説明できるか。 |  |  |  |
| ２）あなたが操縦する航空機は着氷気象状態で飛行することは可能ですか。 |  |  |  |
| ３）あなたは航空機を操縦するとき、シートベルト及びショルダーハーネスの着用・締め付け具合の確認をどのタイミングでどのように行っていますか。また、同乗者がいる場合にその者に同様のタイミングで注意喚起を実施していますか。 |  |  |  |
| ４）航空機用救命無線機等についてア）本日の審査飛行に搭載すべき法定救急用具とその根拠について説明できるか。 |  |  |  |
| イ）本日の審査飛行に搭載すべき法定救急用具の点検の方法はどのように実施しますか。 |  |  |  |
| ウ）本日の審査飛行に搭載すべき航空機用救命無線機の数はどうなっていますか。また、その根拠を示すことができるか。 |  |  |  |
| エ）航空機用救命無線機とはどのようなものか、簡単に説明できるか。航空機用救命無線機は電波を発射する装置ですが法令上どのような適用を受けるか知っていますか。また、装備された当該無線機が許可を受けていることを示すことができるか。 |  |  |  |
| オ）受審機に搭載している航空機用救命無線機の飛行前の点検要領について説明できるか。また、その点検要領で注意すべき事項について説明できるか。 |  |  |  |
| カ）航空機用救命無線機を誤発射させてしまった場合、どのようにしますか。通報先はどうやって調べますか。 |  |  |  |
| キ）本日の審査飛行に搭載する法定救急用具が重量及び重心位置にどのように反映されているか示すことができるか。 |  |  |  |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答 |
| １：運航に必要な最新の知識（続き） |
| **１－２　一般知識**・被審査者の状況により、次のいずれかに☑すること。□安全講習会受講により確認済□安全講習会受講後の変更有　※口述ガイダンス「第２部１－２．一般知識」から該当の変更事項を質問□安全講習会未受講　※口述ガイダンス「第２部１－２．一般知識」から適宜（5問以上を目安）質問 |
| １．有視界飛行方式に関する諸規則 |  |  |  |  |
| （１）操縦者の見張り義務及びその目的について説明できるか。 |  |  |  |
| （２）航空図の判読地図を示して、下記の情報を判読させ、当該情報のAIP該当箇所を指定させる。１）飛行場の諸元、NAV AIDS の周波数２）空域関連（空域の分類及び飛行に係る制限）ア）航空交通管制圏イ）航空交通情報圏ウ）特別管制空域エ）航空交通管制区（\*進入管制区含む）オ）ターミナルコントロールエリア(TCA)カ）民間訓練試験空域キ）禁止、制限及び危険区域ク）飛行中に危険性のある情報について３）飛行位置を示して、最寄広域対空援助業務実施機関周波数 |  |  |  |  |
| （３）ＶＦＲで飛行しているとき、入域前に通信設定又は許可を受けなければならない空域等について航空図を参照して答えさせる。 |  |  |  |  |
| （４）最低安全高度及びＶＭＣ気象条件について航空図で位置を想定して答えさせる。 |  |  |  |  |
| （５）「飛行援助用航空局」の活用について普段の飛行でどのように活用しているか、また最新の設置状況はどのように確認しているか答えさせる。 |  |  |  |  |
| （６）衝突予防等（航空法第83条、航空法施行規則第180条～第187条） |  |  |  |  |
| （７）特別有視界飛行方式（Special VFR）について以下の質問の内１つを答えさせる。１）特別有視界飛行方式(Special VFR)の許可を受けて飛行する場合の気象条件を述べよ。２）管制圏・情報圏の通過が許可される特別有視界飛行方式（Special VFR）条件を述べよ。 |  |  |  |  |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答 |
| （８）フライトプラン(航空法第97条及び第98条関連)について |  |  |  |  |
| １）あなたはフライトプランの通報をどのように行っていますか |  |  |  |
| ２）スルーフライトプランとはどのようなものか知っていますか |
| ３）地上において到着の通知を行うことが困難である場外離着陸場を目的地とし、引き続き当該場外離着陸場から離陸した後にその上空から広域対空援助業務実施機関を経由して当該場外離着陸場への到着の通知を行うことを予定する飛行計画の記入要領と飛行時の注意事項について説明できるか。 |
| ４）あなたはフライトプランのクローズ（到着の通知）をどのように行っていますか。また、フライトプランのクローズを怠ると「捜索救難が発動される」ことを知っていますか。 |
| ２．航空交通管制方式 |  |  |  |  |
| （１）TCA, RADAR, ACC など、VFR レーダーアドバイザリーとの交信要領について説明できるか。 |  |  |  |
| （２）ＶＦＲ飛行中における気象情報の入手要領気象情報が入手可能な機関のコールサインや周波数について確認する。 |  |  |  |
| （３）無線機故障時の飛行要領野外航法の中間地点で無線機故障に陥った場合の処置について説明できるか。 |  |  |  |
| （４）燃料欠乏時の通報燃料欠乏による緊急状態の宣言に使う用語は何か。 |  |  |  |
| （５）ロストポジション時の措置航法機器の故障その他の理由によって、自機の現在位置が不明確になった場合の措置について説明できるか。 |  |  |  |
| （６） 滑走路等からの離着陸許可にかかる用語について１）飛行場内の滑走路以外の離着陸場におけるヘリコプターの離陸許可に係る用語について説明できるか。２）飛行場内の滑走路以外の離着陸場におけるヘリコプターの着陸許可（ローアプローチ／タッチアンドゴー／ストップアンドゴー／オプションアプローチの各許可含む。以下同じ。）に係る用語について説明できるか。３）滑走路からの離陸許可に係る用語について説明できるか。４）離陸後の旋回又は直線出発等を要求した出発機に対しての離陸許可に係る用語について説明できるか。５）滑走路への着陸許可に係る用語について説明できるか。注）３）～５）の質問については、飛行船の操縦者であっても滑走路からの離着陸許可にかかる用語を正しく理解することで、聞き間違い等のリスクを軽減することを目的とする。 |  |  |  |  |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答 |
| ６．遭難／緊急の通報の要領について |  |  |  |  |
| ３．運航用飛行場予報気象通報式 |  |  |  |  |
| （１）ＴＡＦの発表時刻はいつか。 |  |  |  |
| （２）ＴＡＦの有効期間は発表時刻から何時間か。 |
| ４．航空保安施設の特性と利用法普段使用する空港周辺の航空保安施設の特性や利用方法（改廃、一時休止等を含む）について説明させる。 |  |  |  |  |
| ５．捜索救難に関する規則飛行計画上の到着予定時刻からの遅延と捜索救難 |  |  |  |  |
| ６．遭難／緊急の通報の要領について |  |  |  |  |
| （１）遭難／緊急の通報の要領を述べよ。 |  |  |  |
| （２) 遭難／緊急の通信の伝送要領を述べよ。 |  |  |  |
| ７．人間の能力及び限界に関する事項 |  |  |  |  |
| （１）低酸素症 |  |  |  |
| （２）潜函病（減圧病） |  |  |  |
| （３）飛行中の一酸化炭素中毒 |  |  |  |
| （４）飛行中の錯覚（空間識失調、傾斜錯覚、着陸失敗をもたらす錯覚） |  |  |  |
| ８．その他運航に必要な事項 |  |  |  |  |
| （１）空中衝突の予防航空機衝突防止装置（TCAS）の概要（作動原理及び発出される２種類のアドバイザリー）について簡単に説明できるか。注）TCAアドバイザリー等の積極的な活用について周知 |  |  |  |
| （２）積載物の安全性について小型航空機における積載物の安全確保について（国空航第248号H25.6.28） |  |  |  |
| （３）ＧＰＳの概要とその利用方法 |  |  |  |
| （４）航空機に備え付ける書類（航空法第５９条関連）について航空機に備え付ける書類について説明できるか。 |  |  |  |
| （５）航空安全情報自発報告制度（VOICES）について（AIC 2014.8.21）１）どのような制度ですか。２）どのような内容をどこに報告するのですか。３）航空安全情報自発報告制度（VOICES）の運営機関がwebで公表している「共有情報：FEEDBACK」に整理された小型機の運航に係る内容を閲覧したことはありますか。 |  |  |  |
| （６）無人航空機との衝突・接触に係る報告制度の制定[2015.12.9] |  |  |  |
| １）運航中の航空機に無人航空機(ドローン等)が衝突・接触した場合や、そのおそれがあった場合の報告制度(報告の対象・報告の内容・報告方法および報告先)について具体的に説明できるか。 |  |  |  |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答 |
| １：運航に必要な最新の知識（続き） |
| **１－３　航空機事項等**※口述ガイダンス「第２部　１－３．航空機事項等」から適宜（5問以上を目安）質問（ただし、下線部の項目は必ず質問すること）． |
| 審査に使用する航空機について次の事項を質問する。 |  |  |  |  |
| １．性能、諸元、運用限界等 |  |  |  |
| （１）審査飛行の離陸重量における性能を確認させる |  |  |  |
| （２）審査飛行の着陸重量における性能を確認させる |  |  |  |
| （３）超過禁止速度の確認方法 |  |  |  |
| （４）風速限界 |  |  |  |
| （５）その他必要な事項　　・吸気圧力限界の確認方法（ピストン発動機に限る）　　　参考文献：使用機の飛行規程 |  |  |  |
| ２．燃料及び滑油 |  |  |  |  |
| （１）使用可能な燃料規格　　・常用の燃料規格と許容される代替燃料規格　　・代替規格の燃料を用いた際の制限事項等 |  |  |  |  |
| （２）滑油について　　・推奨規格について　　・離陸時の最低滑油量 |  |  |  |  |
| ３．通常操作の手順　特定操縦技能審査において実施しない手順で、確認が必要と思われる通常手順について質問する。 |  |  |  |  |
| ４．その他必要な事項 |  |  |  |  |
| （１）着陸復行すべき状況及びその手順並びに注意事項　※口述審査で実施することもできる※実技審査又は口述審査で必ず実施し、いずれかのチェックリストで✔すること |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 実技 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 未回答(不適) |
| ７．異常時及び緊急時に必要な知識 |  |  |  |  |  |
| ７－１ 諸系統又は装置の故障　※実技審査で実施することもできる※実技審査で実施した場合、「実技」欄にも✔すること。（「未回答」は「不適」に読み替える）次の系統又は装置のうち、３系統以上について故障時の操作手順等を質問する。※実技審査又は口述審査で必ず実施すること。 |  |  |  |  |
| １．空気系統（エンベローププレッシャー系統）　 |  |  |  |  |
| ２．操縦系統（自動操縦装置等含む）　 |  |  |  |  |
| ３．発動機（１）エンジン出力の低下が発生した場合の措置（２）不時着を判断した場合の手順及び不時着場の選定要領（３）滑油温度の上昇、滑油圧力の低下の場合の措置（４）キャブアイシングの発生しやすい環境、発生の兆候と措置（ピストン発動機に限る） |  |  |  |  |
| ４．電気系統　　・発電機に不具合が発生したときの措置 |  |  |  |  |
| ５．燃料系統・滑油系統 |  |  |  |  |
| ６．プロペラ系統 |  |  |  |  |
| ７．降着装置関係 |  |  |  |  |
| ８．ピトー・スタティック系統　　・ピトーヒートの使用要領 |  |  |  |  |
| ９．航法装置（飛行計器、気象レーダー含む） |  |  |  |  |
| １０．その他必要な事項（火災・煙の制御を含む） |  |  |  |  |

**実技審査**

・実際に審査を行った審査項目について、以下に基づき該当する欄に「✔」すること。

「適」：判定基準を満足した場合

「適（助言）」：判定基準を一時的に逸脱したが、助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合

「不適」：判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合

なお、審査項目が対象外（未実施）である場合は、「非該当」欄に「✔」すること。

※判定基準等は、特定操縦技能審査実施細則を参照すること

・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 非該当 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 不適 |
| ２：飛行前作業 |
| **２－１　証明書・書類** |  |
| （１）航空機登録証明書の登録記号が当該航空機のものと一致しているか確認させる。 |  |  |  |  |
| （２）耐空証明書の登録記号が当該航空機のものと一致しているか、耐空類別は何か、耐空証明は有効であるかを確認させる。 |  |  |  |  |
| （３）運用限界等指定書を確認させる。 |  |  |  |  |
| （４）その他必要書類の有効性を確認する。 |  |  |  |  |
| （５）航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。 |  |  |  |  |
| **２－２　重量・重心位置等** |  |
| （１）審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。 |  |  |  |  |
| （２）使用する燃料及び滑油の種類、搭載量及びその品質を確認させる。 |  |  |  |  |
| **２－３　航空情報・気象情報** |  |
| （１）必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明できるか。 |  |  |  |  |
| （２）必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明できるか。 |  |  |  |  |
| **２－４　飛行前点検** |  |
| （１）航空機の外部点検及び内部点検をさせる。 |  |  |  |  |
| （２）点検中、諸系統及び諸装置について質問する。 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 非該当 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 不適 |
| ３．空港及び場周経路における運航 |
| **３－１　始動・試運転** |  |
| 始動及び試運転を行わせる。 |  |  |  |  |
| **３－２　地上操作（マストオン及びマストオフ含む）** |  |
| グランドクルーと共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動を行わせる。※以下はマストオフから離陸まで、又は着陸後の接地からマストオンまでの実施要領 ・マストオフから離陸地点への移動を行わせる（移動速度はゆっくり歩く速さ）・着陸後の接地からマストオンできる位置への移動を行わせる（移動速度はゆっくり歩く速さ）・ハンドシグナル及び通信機を利用して、グランドクルーと綿密な連携を実施する・ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施する・風向、風速の変動に対して船体をコントロールする（風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること） |  |  |  |  |
| **３－３　地上におけるウェイオフ** |  |
| 地上においてウェイオフを行わせる。・重量調整を行わせる・船体が安定するようピッチ・トリム調整（バロネットによる）を実施する・風向、風速の変動に対して船体をコントロールする（風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること） |  |  |  |  |
| **３－４　場周飛行及び後方乱気流の回避** |  |
| 所定の方法に従って場周飛行を飛行させる。・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は被審査者の計画による・適切な見張りができること・速度は次の順位で上位のものを基準とするａ運航会社等の設定した速度、ｂ製造者の推奨する速度、ｃ被審査者の決定した速度 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 非該当 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 不適 |
| ４　通常の離陸及び着陸並びに着陸復行 |
| **４－１　無滑走離陸** |  |
| 所定の方式により滑走しないで離陸を行わせる。*（船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。）*・常に風に正対し離陸すること・飛行規程に示された方法により離陸操作をすること |  |  |  |  |
| **４－２　無滑走着陸** |  |
| 所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる。*（船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。）*・着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する・ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること・飛行規程に示された方法により着陸操作をすること |  |  |  |  |
| **４－３　滑走離陸** |  |
| 所定の方式により滑走して離陸を行わせる。・常に風に正対し離陸すること・飛行規程に示された方法により離陸操作をすること |  |  |  |  |
| **４－４　滑走着陸** |  |  |  |  |  |
| 所定の方式により滑走して着陸を行わせる。・着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する・ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること・飛行規程に示された方法により着陸操作をすること |  |  |  |  |
| **４－５　着陸復行** |  |  |  |  |  |
| 着陸進入中、着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。※口述審査で実施することもできる。※口述ガイダンス「第２部　１－３　４．その他必要な事項（２）着陸復行」に従って質問する場合、口述審査チェックリストに記録すること。 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目／審査項目 | チェック欄 | 非該当 | 所見（理解不足に対するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ内容） |
| 適 | 適(助言) | 不適 |
| ５　基本的な計器による飛行 |
| **５－１　レーダー誘導による飛行** |  |
| 機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。・被審査者に機位が不明となった状況を与える・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する・500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する（注）高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による |  |  |  |  |
| ６　飛行全般にわたる通常時の操作 |
| **６－１　通常操作** |  |
| 規程等に定められた通常時の操作及び飛行状況の管理を行わせる。*（操縦に２人を要する航空機）*・スタンダードコールアウトや規程等に従った操作が正しく実施できるか確認する*（１人で操縦できる航空機）*・規程等に従った操作が正しく実施できるか確認する |  |  |  |  |
| ７　異常時及び緊急時に必要な知識 |
| **７－１　諸系統又は装置の故障** |
| 口述ガイダンス「第２部　７－１．諸系統又は装置の故障」に従って質問する。※実技審査で実施することもできる | 口述審査チェックリストによる。※実技審査で実施した場合、「実技」欄にも✔すること。 |
| ８　地上作業員との連携 |
| **８－１　地上作業員との連携** |  |
| 所定の方法により、地上作業員と連携して必要な飛行作業を行わせる。 |  |  |  |  |
| ９　航空機乗組員間の連携　※操縦に２人を要する飛行船に限る |
| **９－１　乗員間の連携等** |  |
| 機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。 |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 総合判定　（全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載） |
|  |

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも２年間保存すること。